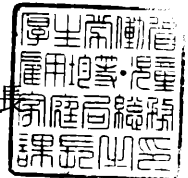


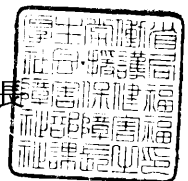
雇児総発第0617001号
障障発第0617001号
平成20年6月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について

日頃より児童福祉行政の推進につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、別添（平成20年6月13日健感発第0613002号通知）の記載にあるとおり、厚生労働省及び文部科学省監修の下、国立感染症研究所感染症情報センターにおいて、標記ガイドラインが作成され、都道府県衛生主管部（局）長及び各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて周知されたところです。

麻しん（はしか）の対策を行うに当たっては、児童福祉施設等においても、施設内での麻しんのまん延の未然防止や麻しん発生時の対策等を講じる上で、本ガイドラインが参考となると考えられ、特に麻しん発生の予防時においては、施設等の職員からの感染防止の観点より項目「1. 麻しん発生の予防（平時の対応） 1-3. 職員の麻しん対策」が、麻しん発生時においては、麻しん患者から他の施設等の利用者への感染を防止する観点より項目「2. 麻しん発生時の対応 2-1. 関係者・関係機関への連絡 2-2. 感染拡大防止策」の実施が推奨されることから、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局におかれては、当該ガイドラインの活用について、管内市町村及び児童福祉施設等に対して周知方よろしくお願いいたします。

なお、本ガイドラインの URL は以下のとおりです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/080410a.pdf>

健感発第0613002号
平成20年6月13日

雇用均等・児童家庭局総務課長 殿

社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

「学校における麻しん対策ガイドライン」について (情報提供)

平素より感染症対策に対して、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、麻しん(はしか)については、昨年10代20代の年齢層を中心として全国的に流行し、学校閉鎖や学級閉鎖が相次ぐなど、麻しん対策の重要性が指摘されました。このため、国立感染症研究所及び文部科学省と協力して、麻しん発生の予防及び麻しん発生時の対応等が示された別添の「学校における麻しん対策ガイドライン」を作成し、各都道府県衛生主管部(局)長及び各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて周知したところです。

麻しんに罹患すると重症化しやすい乳幼児、又は麻しんの感受性の高い10代の年代が利用する児童福祉施設等においても、施設内での麻しんのまん延の未然防止や麻しん発生時の対応等について対策を講じる上で、当該ガイドラインが参考となると考えられ、特に麻しん発生の予防時においては、施設等の職員からの感染防止の観点より項目「1. 麻しん発生の予防(平時の対応) 1-3. 職員の麻しん対策」が、麻しん発生時においては、麻しん患者から他の施設等の利用者への感染を防止する観点より項目「2. 麻しん発生時の対応 2-1. 関係者・関係機関への連絡 2-2. 感染拡大防止策」の実施が推奨されることから、貴局所管の関係機関に対し、周知のうえ、活用の促進をしていただけるようお願いいたします。

なお、麻しんに関する情報は、以下のURLで公開しています。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/mashin-yobou/index.html>

国立感染症研究所 <http://idsc.nih.gov/disease/measles/index.html>

文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm